

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

	不当な差別的取り扱い	障がいのある人への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	法的義務 障がいのある人に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ※個人事業者、非営利事業者も含む。	禁止 不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 障がいのある人に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害を理由とする差別とは「前例がない」など抽象的な理由のみで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否、制限したり、条件を付けたりするような行為のことを言います。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になりすぎない範囲での合理的な配慮が求められます。



<参考資料>

イラストは内閣府リーフレットより引用

◆障害を理由とする差別解消の推進

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

◆合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」（障がいの種別や生活の場面から具体例が検索できる）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

◆岐阜市障がいのある人への対応事例集

<http://www.city.gifu.lg.jp/26316.htm>

◆障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

（福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000114724.pdf>

◆改正障害者雇用促進法について（雇用分野における事業主が適切に対処するための指針等）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai_shakoyou/shougai_sha_h25/index.html

障がいを理由とする差別の解消を図るためには、まず障がいや障がいのある人を理解することが大切です。その上で、身近にできる配慮や工夫を、障がいのある人と共に考えてみましょう。共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。

◆岐阜市障がいの理解啓発パンフレット、岐阜市公式 You T ubu

<http://www.city.gifu.lg.jp/25603.htm>

